様式第２号

処 分 基 準 整 理 票

処分名	歴史博物館入館の制限	
根拠法令名	大津市歴史博物館の管理運営に関する規則	（条項）第４条
基準法令名	大津市歴史博物館の管理運営に関する規則	（条項）第５条
所管部署	市民部　歴史博物館	

【処分基準】　・文書の名称　【　　】
・掲載図書等　【　　】
・内容　■全部掲載　□一部・項目のみ掲載

【根拠法令】

○大津市歴史博物館の管理運営に関する規則

（入館の制限）

第４条　館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その入館を拒否し、又は退館させることができる。

⑴　博物館の施設若しくは設備又は博物館資料等を汚損し、又は損傷するおそれのある者

⑵　他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をするおそれのある者又はそのおそれのある物品、動物その他これらに類するものを携帯する者

⑶　その他博物館の管理上必要な指示に従わない者

（入館者の遵守事項）

第５条　入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　博物館の施設若しくは設備又は博物館資料等を汚損し、又は損傷しないこと。

⑵　他の入館者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

⑶　展示資料に触れないこと。

⑷　常設展示室、企画展示室及び資料閲覧室においてインク、墨汁等を使用しないこと。

⑸　許可を受けないで、展示資料の撮影、模写等を行わないこと。

⑹　所定の場所以外において飲食をしないこと。

⑺　博物館及びその敷地内において喫煙しないこと。

⑻　博物館において、物品その他の物を販売し、又は金品の寄付募集等を行わないこと。

⑼　その他係員の指示に従うこと。

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。